⑸　本件協定債権者は、本項⑶に定める弁済を受けたときは、清算株式会社の本件協定債権者に対するその余の一切の債務を免除する。

⑹　株式会社ＮＩＳリアルエステートは、本協定に係る認可決定が確定したときは、清算株式会社の同社に対するその余の一切の債務を免除する。

３　弁済の方法

⑴　協定に基づく弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　本協定の認可が確定した日から２週間以内に、協定債権者から本項⑴に定める金融機関口座の指定がなされなかった場合、清算株式会社は、その協定債権者に対する弁済金を東京法務局に供託する。

⑶　株式会社九段下不動産販売に対する弁済は、東京地方裁判所平成26年（ル）第4778号債権差押命令に基づき、差押債権者である株式会社整理回収機構に対し直接弁済する。後記４の追加弁済を実施する場合も同様とする。

⑷　Ａ－Ｖｉｓｉｏｎ株式会社に対する弁済は、東京地方裁判所平成26年（ル）第4519号債権差押命令に基づき、差押債権者である株式会社整理回収機構に対し直接弁済する。後記４の追加弁済を実施する場合も同様とする。

４　追加弁済

第２項⑶の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から第１項⑶①ないし③の債権の合計額を控除した残額を、弁済基準債権額を基準額として按分し、本件協定債権者に対し、協定債権として弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項⑸の定めにより行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２５年（再）第１４号

神戸市中央区北長狭通４丁目７番20号

再生債務者　医療法人財団パルモア病院

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成27年３月25日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第７号

埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目18番１－505号

再生債務者　新田　政広

１　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月14日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月28日から平成27年５月８日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第８号

埼玉県草加市吉町３丁目６番46－115号

再生債務者　秋田　正人

１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月７日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第１１号

東京都板橋区東坂下１丁目５番５号とんでん志村小豆沢寮302号、再生申立時の住所埼玉県草加市清門１丁目420番地スターハイム草加新田215号

再生債務者　杉本　英明

１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月７日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第３号

埼玉県川越市岸町３丁目31番地47

再生債務者　坂入　一成

１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月11日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第４号

埼玉県川越市岸町３丁目31番地47

再生債務者　坂入　深穂

１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月11日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第４５号

名古屋市緑区鳴海町字三高根８番地　カルトさんたかね４Ａ

再生債務者　谷本　雄太

１　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月15日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月22日から平成27年４月30日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２３号

札幌市清田区北野５条４丁目９番３号

再生債務者　佐藤　　恒

１　決定年月日時　平成27年３月26日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月11日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号

北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地４道営住宅13－１号棟403号

再生債務者　田中　慎吾

１　決定年月日時　平成27年３月26日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月８日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（再イ）第１号

北海道滝川市泉町２丁目２番20号　滝川第一ＡＰ201号室

再生債務者　佐川　重信

１　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月11日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２７年（再イ）第４号

北海道苫小牧市青雲町２丁目25番１号

再生債務者　石山さゆり

１　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月７日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第５号

北海道登別市鷲別町４丁目９番２号ハイツイーグル102号室

再生債務者　石山　大樹

１　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月７日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第３号

栃木県那須塩原市二区町360番地26

再生債務者　秋元　晃一

１　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年４月30日から平成27年５月８日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部